

一般社団法人福岡県スクールカウンセラー協会 倫理綱領

一般社団法人福岡県スクールカウンセラー協会倫理規程第3条に基づき、本会会員(以下「会員」という。)の倫理綱領として以下を定める。

前文

一般社団法人福岡県スクールカウンセラー協会は、スクールカウンセラーの職能団体として、会員が提供する専門的心理支援業務の質を保つとともに、対象となる児童生徒・その保護者(以下、対象者)、及び教職員を含む学校関係者の基本的人権を守り、自己決定権を尊重し、その心の健康と福祉の増進を目的として倫理綱領を策定する。会員は、上記の目的に沿うよう、専門的職業人としての自覚を持つとともに一人の社会人としての良識を保持するよう努め、その社会的及び道義的な責任を果たすため、以下の綱領を遵守する義務を負うものである。

第1条 基本的倫理(責任)

- 1 会員は、対象者(及び教職員)の心の健康の保持増進のために高い倫理観と使命感をもって活動し、児童生徒が安心して安全な学校生活を送れることに貢献する。
- 2 会員は、人権を尊重し、国籍、人種、思想、信条、年齢、性別及び性的指向、社会的地位、経済状態などに関わらず、全ての人をかけがえのない存在として尊重する。
- 3 会員は、スクールカウンセラーの業務遂行にあたって、児童生徒及び保護者のプライバシーを尊重し、その自己決定を重んじる。
- 4 会員は、スクールカウンセリング業務の全てを、個人的欲求又は利益のために行ってはならない。
- 5 会員は、スクールカウンセラーが学校職員の一員であることを十分に自覚し、その監督者である校長等と十分な意思疎通を図りながら業務に当たらなければならない。
- 6 会員は、自らの知識、能力、資質及び特性並びに自己が抱える葛藤等について十分に自覚した上で、スクールカウンセラーとしての業務や活動を行う。
- 7 会員は、心身のバランスを保つとともに、自分自身の個人的な問題が職務に影響を及ぼしやすいことを自覚し、常に自分の状態を把握するように努める。
- 8 会員は、専門的スキルを高めるために切磋琢磨し、相互の啓発に努め、他の専門職との連携及び協働について配慮し、社会的信頼を高めていくように努める。
- 9 会員は、スクールカウンセラーの信用を傷つけ、又は、スクールカウンセラー全体の不名誉となるような行為をしない。
- 10 会員は、スクールカウンセラーとして関わる全ての他者に対して、パワーハラスメント並びにセクシャルハラスメントを含めた不適切な関わりをしない。
- 11 会員は、取得している資格に関する法規のみならず、スクールカウンセラーの業務として必要な教育や福祉に関する各種法規を遵守するとともに、本倫理綱領を含む本会の定款及び関連規程を厳守する。

第2条 秘密保持

会員は、会員と対象者との関係は、援助を行う職業的専門家と援助を求める来談者という社会的契約に基づくものであることを自覚し、その関係維持のために以下のことについて留意しなければならない。

- 1 児童生徒及び保護者、教職員等から業務上知り得た個人情報及び相談内容については、児童生徒が重大な危険に晒されていると判断される等の正当な理由がある場合または法の定めがある場合を除き、守秘義務を第一とすること。
- 2 個人情報及び相談内容は児童生徒及び保護者の同意なしで他者に開示してはならないが、開示せざる得ない場合については、その条件等を事前に児童生徒及び保護者と話し合うよう努めなければならない。また、個人情報及び相談内容が不用意に漏洩されることのないよう、記録の管理保管には最大限の注意を払うこと。
- 3 面接などを音声や画像データとして記録する場合は、対象者の了解を得た上で行うこと。

第3条 対象者、及び教職員を含む学校関係者との関係

会員は、原則として、対象者との間で、「対象者-専門家」という専門的契約関係以外の関係を持つてはならない。そのために、対象者との関係については以下のことに留意しなければならない。

- 1 会員は、自らの専門的能力の範囲内で行動し、常に対象者が最善の専門的援助を受けられるように努める。自らの影響力や私的欲求を常に自覚し、対象者の信頼感や依存心を不当に利用しない。
- 2 会員は、スクールカウンセラーとしての業務にあたって、原則として、対象者との間で専門的支援関係の範囲を超えた関係を結ばない。
- 3 近隣地域に自分以外の臨床心理業務を提供する専門家がおらず、既に知人である人に対して、やむを得ず必要な臨床心理業務を提供せざるを得ない場合には、他の関連する専門家・専門機関を紹介を行うことに加えて、既に社会的関係を有しているスクールカウンセラーがスクールカウンセリング業務を提供することの問題点についても十分な説明を行った上で、対象者の自己決定を尊重すること。
- 4 教職員を含む学校関係者からの個人的な相談については、他の専門家・専門機関を紹介するなどして可能な限り多重関係を防ぐように努める。

第4条 インフォームド・コンセント

会員は、業務遂行に当たっては、対象者の自己決定を尊重するとともに、学校職員の一員として業務の透明性を確保するよう努め、以下のことについて留意しなければならない。

- 1 児童生徒及び保護者等がスクールカウンセリングを利用するにあたり、その内容や方法について十分な説明を行い、同意が得られるようにする。
- 2 年齢や判断能力等から、児童生徒が十分な自己決定を行うことができないと判断される場合には、保護者又は後見人等との間で十分な説明を行い、同意が得られるようにする。ただし、その場合でも、児童生徒本人に対してできるだけ十分な説明を行う。
- 3 児童生徒が重大な危険に晒されていると判断される場合（犯罪やいじめの被害に遭っている場合、児童虐待の場合、その他自他に危害を与えるおそれがあると判断される場合等）は、守秘よりも緊急の対応が優先される場合があることを伝え、了解が得られないまま緊急の対応を行った場合は、その後も継続して対象者に説明を行うように努める。
- 4 児童生徒から面接の経過及び心理査定結果等の情報開示を求められた場合には、原則としてそれに応じる。カウンセリングを利用した児童生徒の保護者から情報開示を求められた場合は、その目的等について熟考し、情報開示が必要な場合は児童生徒の同意が得られるようにする。
- 5 面接等の内容については、客観的かつ正確に記録しておかなければならない。記録の保管については、勤務している学校と確認の上、適切に行う。学校または所管する自治体や教育委員会が取り決めた期

間及び方法がある場合は、それに従って保管する。

第5条 スクールカウンセラーとしての職能的資質の向上と自覚

会員は、専門的知識及び技術、最新の研究内容及びその成果並びに職業的倫理問題等について、研鑽を怠らないよう自らの専門家としての資質の向上に努めるとともに、以下のことに留意しなければならない。

- 1 専門的資質の向上に努め、知識と技術に関して、常に最良の水準を保持するよう研鑽に努める。同時に、自らの専門家としての知識・技術の限界を十分に自覚し、その範囲内においてのみ支援活動をする。
- 2 スクールカウンセラーとしての業務において知り得た様々な情報が、支援対象者である児童生徒及び保護者等以外に誤用又は悪用されないよう、細心の注意を払うこと。
- 3 児童生徒への支援活動の経過で、医療機関等の他機関への紹介等が必要と判断した場合、そのことを児童生徒並びに保護者等に丁寧に説明し、対象者の自己決定を援助すること。なお、他機関への紹介は、対象者の状態及び状況に配慮し、対象者の不利益にならないように留意すること。

第6条 著作等における事例の公表及び心理査定用具類の取り扱い

会員は、著書や論文等において事例を公表する場合には、対象者のプライバシーや人権を厳重に保護し、以下のことに留意しなければならない。

- 1 事例を公表する際には、原則として、対象者本人及び必要な場合には、その保護者又は後見人等の同意を得るとともに、対象者等が特定されないような取り上げ方や記述について細心の工夫を行う。
- 2 事例の公表は、今後のスクールカウンセラー業務又はスクールカウンセラーの活動に有効かつ有益であることが基本的前提である。したがって、その事例の公表は、社会的な意義を有するものであることが第一義であり、営利的活動や業績蓄積が主な目的であってはならない。
- 3 心理査定に用いられる用具類及び解説書の出版、頒布に際しては、その査定法を適切に使用するための専門的知識及び技能を有しない者が入手又は実施することがないように、十分に留意しなければならない。また、心理査定用具類は、学術上必要な範囲を超えてみだりに開示しない。
- 4 発達検査を含む各種心理検査の実施については、被検査者とその保護者のニーズを確認し、実施の必要性を十分に検討すること。また、実施した場合は、検査結果が児童生徒の支援において有益となるように、丁寧なフィードバックを行う等が必要である。

第7条 相互啓発及び倫理違反への対応

会員は、同じ専門家集団として資質の向上や倫理問題について相互啓発に努め、違反に対しては、以下のとおり対応するとともに、一般社団法人福岡県スクールカウンセラー協会の調査等に積極的に協力しなければならない。

- 1 スクールカウンセラーとして不適当と考えられるような臨床活動や言動に接したときには、当該スクールカウンセラーに自覚を促すこと。
- 2 知識、技術、倫理観及び言動においてスクールカウンセラーとしての資質に欠ける場合及び資質向上の努力が認められない場合、同様に注意を促すこと。
- 3 上記1及び2を実行しても当該スクールカウンセラーに改善が見られない場合、又は上記1及び2の実行が困難な場合には、客観的な事実を明確にして、一般社団法人福岡県スクールカウンセラー協会

倫理委員会あてに記名にて申し出ること。

附則

(施行期日)

本倫理綱領は 2025 年 4 月 1 日から施行する。